

鹿児島工業高等専門学校における教員特殊業務手当の支給に関する申合せ

令和 5 年 12 月 6 日
校 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この申し合わせは、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（独立行政法人国立高等専門学校機構機構規則第 8 号。以下「教職員給与規則」という。）第 29 条に定めのある「部活動」に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第 2 条 教職員給与規則第 29 条に規定する「部活動」とは、本校学生準則第 23 条に定められた部における活動の他、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 文部科学省、国立高等専門学校機構、本校（以下「文部科学省等」という。）及び文部科学省等が推奨する団体による教育施策における活動であること。
- (2) 指導教員、部長等の責任者、部員等の体制が整えられ、学校の管理下において行われる活動であること。
- (3) 学生の自主的な参加による活動であること。
- (4) 継続性のある方針による活動であること。
- (5) 本校に置かれる各種委員会において認められ、活動の報告があること。

(承認)

第 3 条 前条の要件を満たす活動について、運営会議において教職員給与規則第 29 条に規定する「部活動」として承認し、当該部活動の指導教員に対して同条に基づき教員特殊業務手当を支給する。

2 前項の規定の適用にあたっては、年度毎に要件の確認を行い実施することとする。

(雑則)

第 4 条 この申し合わせに定めるもののほか、教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申し合わせは、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。